**三重県軟式野球連盟表彰規程**

**(目的)**

1. **三重県軟式野球連盟(以下「連盟」という)の事業、運営発展に寄与された役員、登録審判員及び登録加盟チーム・選手等でその功績が顕著なものを表彰する。**

 **(定義)**

**第2条 この規程において、登録加盟チームとは連盟規約第3章第６条に定めるチーム会員をいう。**

 **(表彰の区分・基準)**

 **第3条 表彰は、次の各号に該当するものに対して行う。**

**1 功労表彰 : 連盟の役員として永年にわたり、発展に寄与し大きな功績があった者。**

**2 勤続功労表彰 : 支部の役員・審判員等として永年勤続し、功労があった者。**

**対象勤続年数は、5年以上経過した者とし、5年毎に表彰することができる。**

 **3 特別表彰 : 登録加盟チーム・選手等で当該年の全国大会で優秀な成績（優勝・準優勝）を収めたもの。ただし、天皇賜杯及び国民体育大会につ いては4位以内とする。**

**4 前３項に定めるもののほか、会長が特にその功績が顕著であるものと認めたもの。**

**(表彰の選考)**

 **第4条 表彰は、連盟及び支部長より提出された推薦書に基づき、「審査・表彰・懲罰専門部会」で選考し、常任理事会の審議・承認を得て会長の認証により決定する。**

**(表彰の方法)**

 **第5条 表彰は、表彰状を授与して行うものとする。この時、併せて功労章又は記念品を授与することができる。**

**（表彰時期）**

**第6条 表彰受賞者決定により表彰は評議員会の席上において行う。ただし、必要な場合は随時行うことができる。**

**（委　任）**

**第７条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は会長が定める。**

 **附則**

**この規程は、昭和45年12月1日から適用する。**

**この規程は、昭和47年 1月 1日から適用する**

**この規程は、平成　4年3月 1日から適用する。**

**この規程は、平成15年 3月 1日から適用する。**

**この規程は、平成30年12月15日から適用する。**